

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-37 レス竹和武番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



記帳確認・ご不明な点のご相談は年内お早めに！

来年の令和4年分の確定申告指導会に向けて、今のうちに分からない事は解消し事前準備をしましょう。

特に次のような方は、**11月末まで** に必要書類をご持参の上ご相談にお越しください。

- ・新たに開業された方や青色申告をはじめて行う方
- ・10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を入れ替え又は新たに取得した方
- ・合計残高試算表が合わない方
- ・不動産所得の方で入退去に伴う賃貸料や敷金の精算、修繕費や手数料等
経理処理が分からない方
- ・2月から3月の確定申告指導会に複数回来所された方
- ・会計ソフトブルーリターンAの操作方法・入力の仕方が分からない方
- ・その他記帳で分からない取引がある方

に明はん導会確
解なじのはで定
消点めで行は申
しまし、記い記告
しまし年ご帳ま帳指
し内不をせ指導



※土地建物の譲渡の相談は当会ではできません。土地建物を売却された方は税理士または税務署へご相談ください。

● 消費税 インボイス制度の登録申請受付中

現在当会では、インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。

尚、令和5年1月～3月は確定申告期間となるため、インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請書の提出サポートができません。インボイスの登録申請期限は**令和5年3月31日まで**ですが、当会へ提出をされる方は**令和4年12月まで**にお願いいたします。

神奈川税務署共催 インボイス制度説明会のお知らせ

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。新制度導入に向けてインボイス制度の基本的な仕組みや登録申請手続き等について下記の通り説明会を開催いたします。現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせてインボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

尚、会員の皆様はもちろん一般の方も参加できます。

申込方法：お電話にて受付いたします。 電話番号：045-577-0615

講師：神奈川税務署担当官

定員になり次第締切ります。また新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合がございます。ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

開催日	開催時間	定員	会場
11月 9日 (水)	10:00~11:00	25名	JA横浜 神奈川支店 神奈川区神大寺2-19-20 市営地下鉄ブルーライン片倉町駅から徒歩5分
11月 9日 (水)	13:00~14:00	25名	
11月 9日 (水)	15:00~16:00	25名	

インボイス制度



Q 適格請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができる取引がありますか？

A 適格請求書等の請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、所定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

- ①公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります)
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります)
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)
- ④適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ⑤古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ⑥適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

第2期分予定納税の納期と減額申請

第2期分納付期限は11月30日迄です。

税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載された第2期分の金額が納税額となります。第2期分は令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)までに、納めることになっていきます。また振替納税をご利用の方の第2期分は令和4年11月30日(水)に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。第2期分の減額申請をする場合は、令和4年11月1日(火)から令和4年11月15日(火)までに予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください(この場合は、令和4年10月31日の現況で見積ることとなります)。「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

税を考える週間

小学生の税の書道展



神奈川県税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。
本年も提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

展示期間

令和4年11月9日(水)～15日(火)

展示場所

キュービックプラザ新横浜4～7階東側通路

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
 - ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



税理士・弁護士による
無料税務・法律相談会
 (第1火曜日)

- 日程
 - 税務相談 12月6日(火)
 - 法律相談 12月6日(火)
- 会場 事務局
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
 事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日

- 開設日
 - 11月 7日(月)・14日(月)・21日(月)
 - 28日(月)
 - 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
 - 電話番号 070-5593-2028
- 開設日以外はつながりません。

**次回会費の口座振替日は
12月26日(月)です。**

1)指定の預金口座からのお振替
となりますので振替日の前日迄
に預金残高をご確認下さいませ
ようお願いします。

なお、規定により既納の会費は
お返しできませんのでご了承承
願います。

会費振替のお知らせ

事業主の皆さん！
労働保険に加入していますか？

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険（雇用保険・労災保険）に加入しなければなりません。当会は労働保険事務組合の認可を受けております。事務組合に委託するメリットの一つとして、労災保険に加入できない事業主も、労災保険に特別加入することができるようになります。併せてご利用ください。（委託事務手数料は雇っている労働者数により決まります。月額1,575円～）

また、当会では、建設業の一人親方労災保険特別加入（政府労災）の申し込みもできます。お仕事上、現場にて労災保険が必要な方などお気軽にお問い合わせください。

加入、申し込みやご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。

一般社団法人神奈川青色申告会
 労働保険事務組合・建設業組合
 電話 045-577-0615
 担当 岩瀬 まで



項目	内容	給付しない時	
1、対象者	正会員又はその家族で入会し3年以上の方に限ります。	準会員には給付しません。	
2、届出方法	給付の事由が発生したら原則として10日以内に班長又は事務局へご連絡下さい。	所定の手続きをして会が相当と認めないと給付しません。	
3、給付内容	①結婚祝金	正会員本人が離婚した時に10,000円給付します。	再婚の時は給付しません。
	②出産祝金	正会員又はその配偶者が出産した時にお子様1人に5,000円給付します。	ご夫婦とも会員の時はどちらか一方のみに給付します。
③火災見舞金	正会員の営業所・隣接する倉庫工場が全焼の時は30,000円給付します。全焼以外の時は被害程度に応じて算定の上給付します。	火災原因が正会員及び家族の故意の場合地震の時は給付しません。	

当会では会員の皆様へ福利厚生の一環として、お祝い金・お見舞金・弔慰金を給付しております。

慶弔見舞金のお知らせ



会のうごき



		9月					8月					7月							
27日	22日	20日	16日	14日	6日	2日	1日	26日	25日	24日	12日	3日	2日	20日	14日	12日	8日	5日	1日
受託事業記帳指導説明会(説明会・会計ソフト)																			
会長・副会長会議	書道展準備作業	八者会定例会議	神奈川総括支部会議	無料税務相談会	生活習慣病検診	青年部役員会	記帳確認指導会	県連ウェブサイトミーティング	職員研修会	県連受託事業記帳指導担当者説明会	日夏季休業	理事會・青色全体役員会	無料税務・法律相談会	八者会定例会議	県連正副会長会議	県連事務局長会議	無料税務相談会	源泉指導会	源泉指導会